

中小企業海外展開エキスパートとは

東京商工会議所
中小企業相談センター
海外展開支援担当

1. 事業の目的

東京商工会議所では、国際展開に関して、公的支援機関が行う無料サービスよりも具体的な個別の企業活動支援を希望する中小企業に対して、国内および海外で実践的な支援を行うことを目的として、「中小企業海外展開エキスパート」を設置しております。支援を希望する中小企業と本エキスパートを東京商工会議所が仲介し、特に市場調査・規制対応、取引先・パートナー発掘、現地事情・契約リスク等の支援を主な役割としています。

2. 主な役割・支援内容

① 市場調査・規制対応

戦略策定、F/S、現地工場・事務所選定、現地への人材派遣、現地人材採用・育成、
現地企業との人脈形成ほか

② 取引先・パートナー発掘

商談準備、視察、ビジネスマッチング、展示会出展、マーケティング、通訳・翻訳、ほか

③ 現地事情・契約リスク

税務・法務・労務相談、商談・契約締結、知財対策、保険、ほか

④ 公的機関の活用支援

現地政府・大使館、日本貿易振興機構・中小企業基盤整備機構、現地商工会議所、金融機関ほか

3. 支援対象

原則として日本国内に事業所を有する中小企業

※中小企業の定義は、業種ごとに資本金又は従業員数で決められており、概略は以下の通りです。

- 製造業・その他：資本金 3億円以下または従業員 300人以下
- 卸売業：資本金 1億円以下または従業員 100人以下
- 小売業：資本金 5千万円以下または従業員 50人以下
- サービス業：資本金 5千万円以下または従業員 100人以下

4. 期間

登録期間は年度毎とし、新規の場合は登録日～年度末（3月31日）まで、更新の場合は4月1日～3月31日までです。※登録期間中に支援依頼がない場合もございます。予めご了承ください。

5. 要件

(1) 新規登録の場合：下記①、②のいずれも満たす方

- ① 中小企業の国際展開支援（輸出入促進、海外拠点設置等）に豊富な実績（概ね 2 年以上の実績および前年 1 年間（例えば、2020 年度の場合は 2019 年 1～12 月）に中小企業支援実績が 3 件以上あること）を有する個人・法人・団体（NPO、NGO）であること
- ② 東京商工会議所の会員（特別会員を含む）であり、基準口数を満たしていること

(2) 年次更新の場合：下記①、②、③、④のいずれも満たす方

- ① 中小企業の国際展開支援に豊富な実績を有する個人・法人・団体（NPO、NGO）であり、是前年 1 年間に中小企業支援実績が 3 件以上あること
- ② 東京商工会議所の会員（特別会員を含む）であり、基準口数を満たしていること
- ③ 東京商工会議所の要請に応じて、相談対応件数、中小企業支援実績などを書面もしくは電磁的方法にて報告すること
- ④ 当年 6 月末日までに東商事務局と面談の機会を持つこと

6. 料金

登録料・更新料および申込事業者の紹介料は無料です。ご相談・ご支援にかかる費用については、当事者間で直接お取決めください。ただし、初期相談に関しては無料にてご対応ください。

以上